

地球規模課題対応  
国際科学技術協力プログラム  
【SATREPS】  
平成28年度  
研究代表者説明会

平成28年5月18日



科学技術振興機構

# 本日の説明会の流れ

1. 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム  
(SATREPS)について
2. 国際共同研究実施に向けて(研究機関の責務)
  - 2-1 研究代表者の責務等
  - 2-2 合意文書(CRA)の作成と留意点
  - 2-3 他機関に所属する研究者を委託研究へ従事させる場合の  
取り扱い(誓約書等の受領)
  - 2-4 生物遺伝資源等の取り扱い
  - 2-5 プロジェクト推進上の留意事項
3. JST委託研究費とJICA ODA経費の関係について
4. JSTとの委託研究契約について
5. SATREPS広報について
6. 研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用について  
(JST 研究公正室)
7. SATREPSプロジェクトの実施に向けて(JICA国際科学技術協力)
8. 質疑応答

# 1. 地球規模課題対応国際科学技術協力 プログラム (SATREPS) について

# SATREPS 発足経緯

日本の**科学技術外交**〔※1〕の先行事例として、  
総合科学技術会議（CSTP）〔※2〕  
の政策方針のもとにスタート（H20～）

外交手段としての  
**科学技術**



我が国の科学技術を発展させる  
手段としての**外交**

〔※1〕 科学技術外交：「外交と科学技術を相互に連携させる」という日本の外交政策・施策。  
（2007年にCSTPが「科学技術外交の強化に向けて」において提唱）

〔※2〕 CSTP： 内閣府に設置される「重要政策に関する会議」内閣総理大臣（議長）及び国務大臣  
と有識者の議場として、日本全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、  
総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とする。

～我が国の優れた**科学技術とODAの連携**による  
**地球規模の課題解決に向けた国際共同研究**～



JST: Science Funding Agency  
for the government of Japan



JICA: ODA Agency  
for the government of Japan

**JSTとJICAが連携し、科学技術の競争的研究資金と政府開発援助（ODA）を組み合わせることにより、開発途上国のニーズに基づき、地球規模課題\*1の解決と、将来的な社会実装\*2に向けた国際共同研究を推進。**

\*1: 一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題

\*2: 具体的な研究成果の社会還元  
Japan Science and Technology Agency

# SATREPS 目的

1. 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
2. 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
3. キャパシティ・ディベロップメント※

～研究成果の社会実装に向けて～

※キャパシティ・ディベロップメント: 国際共同研究を通じた開発途上国の自律的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成

SATREPSでは、**将来的な社会実装の構想が必要**

# SATREPS 分野・期間・規模

## (1) 研究分野 : 4分野・5領域

### ■ 環境・エネルギー

- ・地球規模の環境問題 { 気候変動への適応、緩和  
安全な水の確保・処理、生態系・生物多様性の保全・修復
- ・低炭素社会の実現に向けた高度エネルギーシステム { バイオマス・エネルギー、省エネ、再生可能エネルギー等の利用

### ■ 生物資源

- { 育種・栽培技術、水産資源管理、養殖技術・飼養技術  
生物資源の評価・利用技術 (生物多様性の利活用を含む)

### ■ 防災

- { 自然災害メカニズムの解明 (地震・火山噴火 等)  
自然災害に対する被害軽減方策

### ■ 感染症

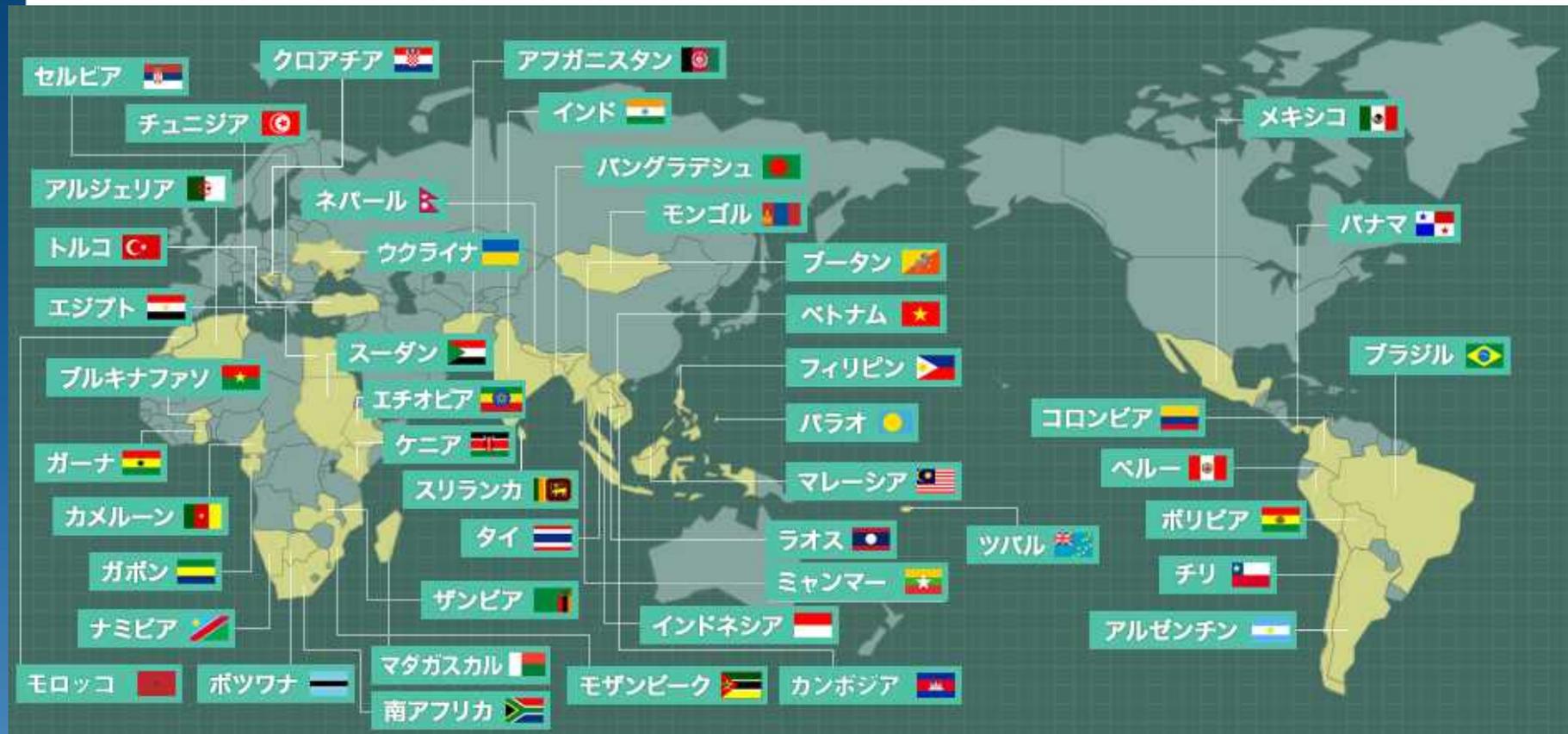
- { (鳥インフル・豚インフル等) 人獣共通感染症  
(HIV/AIDS, デング熱等) 新興・再興感染症の診断・予防・治療

AMEDへ

## (2) 期間 : 3 - 5 年

## (3) プロジェクトの規模 : JST36百万/年 JICA60百万/年程度

# 採択国一覧 (H20年度～H28年度)



地域	採択国数	採択課題数
アジア	14 カ国	60 課題
アフリカ	17 カ国	30 課題
中南米・その他	15 カ国	25 課題

# 分野・領域別 採択課題数 (H20～28年度)

研究分野・研究領域	地域別内訳			H	H	H	H	H	H	H	H	H
	アジア	アフリカ	その他	20	21	22	23	24	25	26	27	28
環境・エネルギー (気候変動)	60	30	25	4	4	-	-	-	-	-	-	-
環境・エネルギー (低炭素社会・エネルギー)				-	-	4	3	1	1	2	2	2
環境・エネルギー (地球規模の環境課題)				3	2	4	1	2	3	1	3	4
生物資源				-	6	5	2	3	1	2	4	4
防災				3	4	2	2	1	2	2	3	2
感染症※				2	4	2	2	1	3	3	2	2
<b>Total</b>				<b>(115)</b>			<b>12</b>	<b>20</b>	<b>17</b>	<b>10</b>	<b>8</b>	<b>10</b>

※感染症は、H27よりDAMEDへ移管

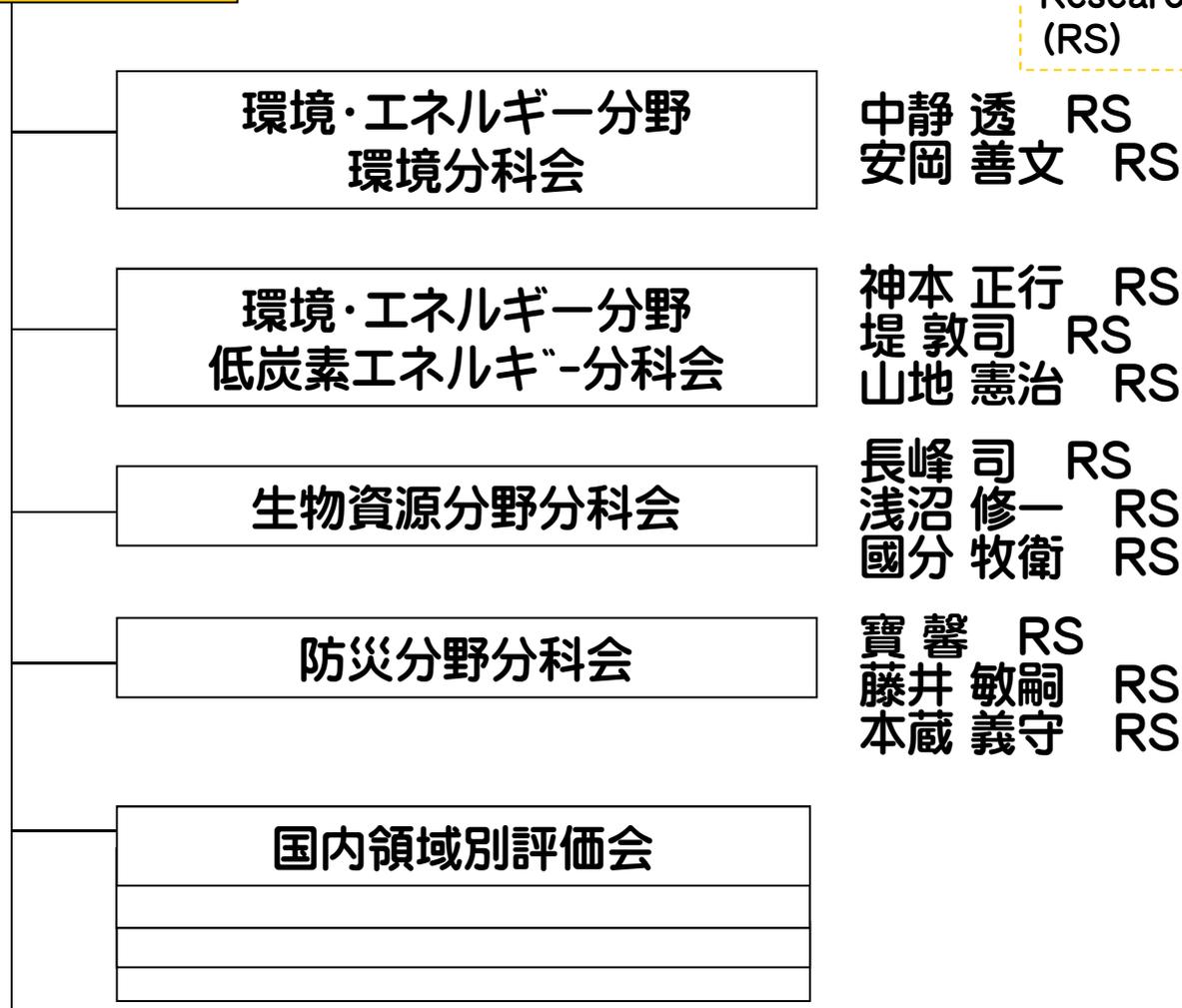
# 推進委員会について

(参考)

## 推進委員会

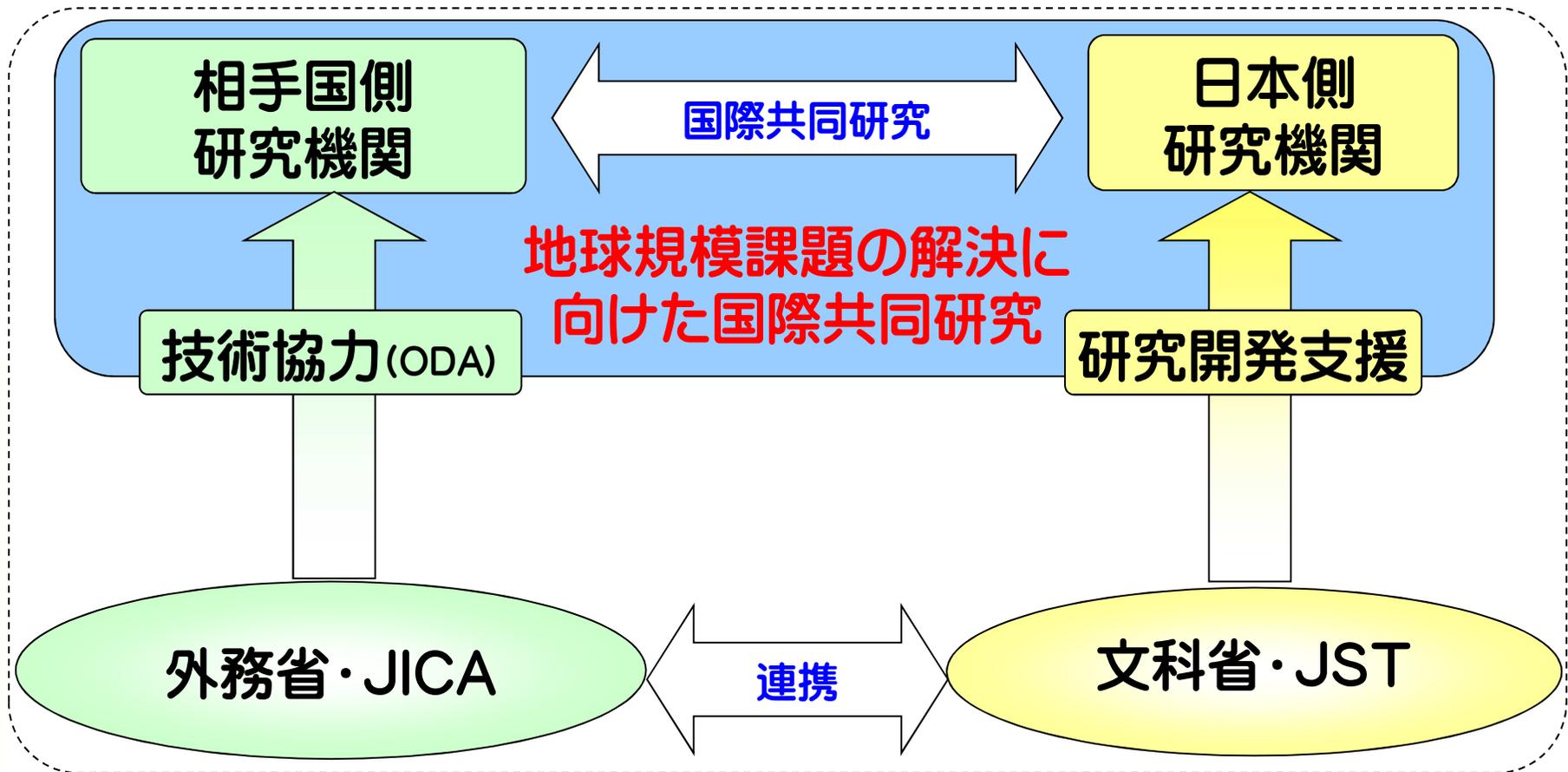
委員長: 薬師寺運営統括

※ 研究主幹  
Research Supervisor  
(RS)

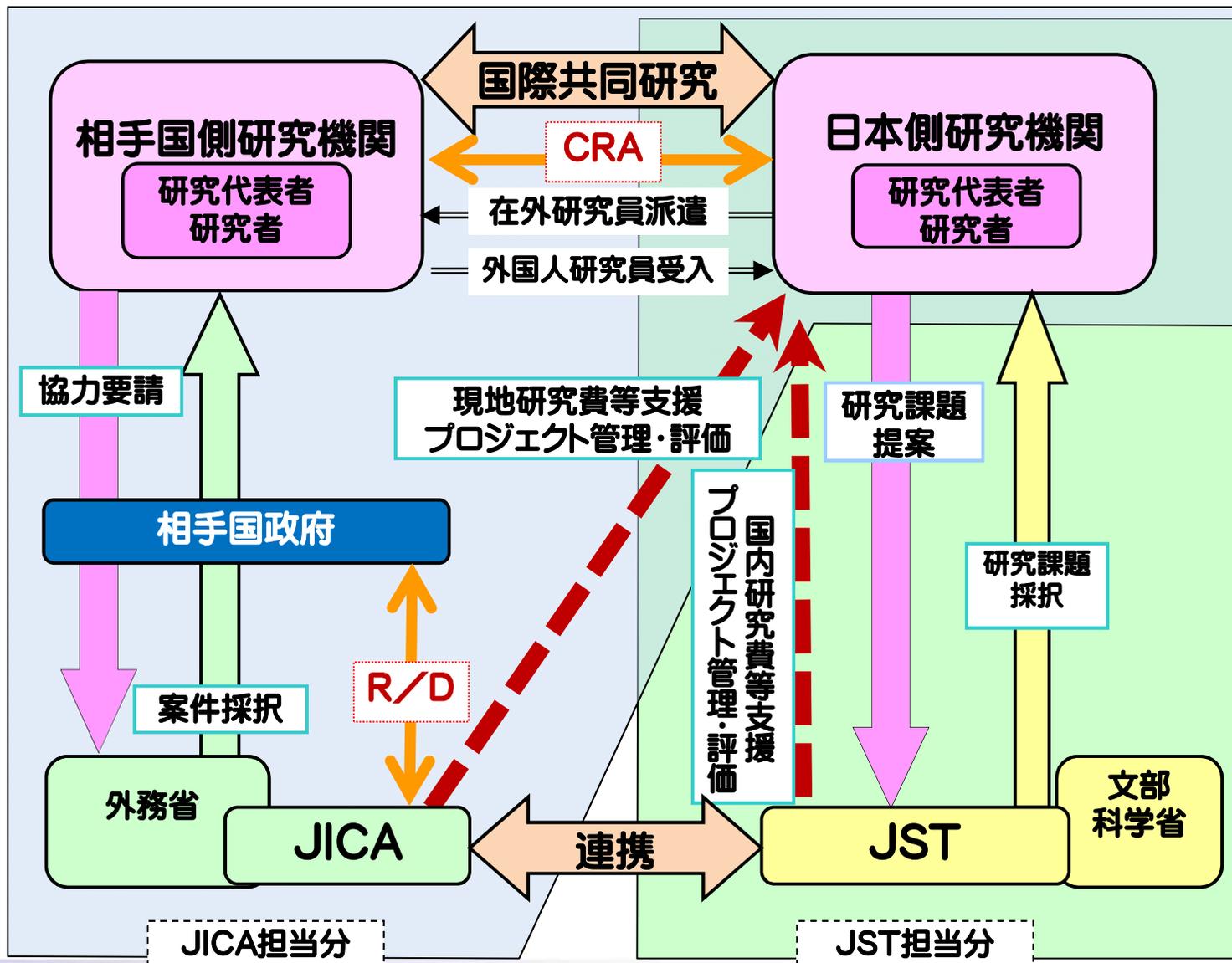


# プログラムのしくみ

JSTと独立行政法人国際協力機構（JICA）が連携して、地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進



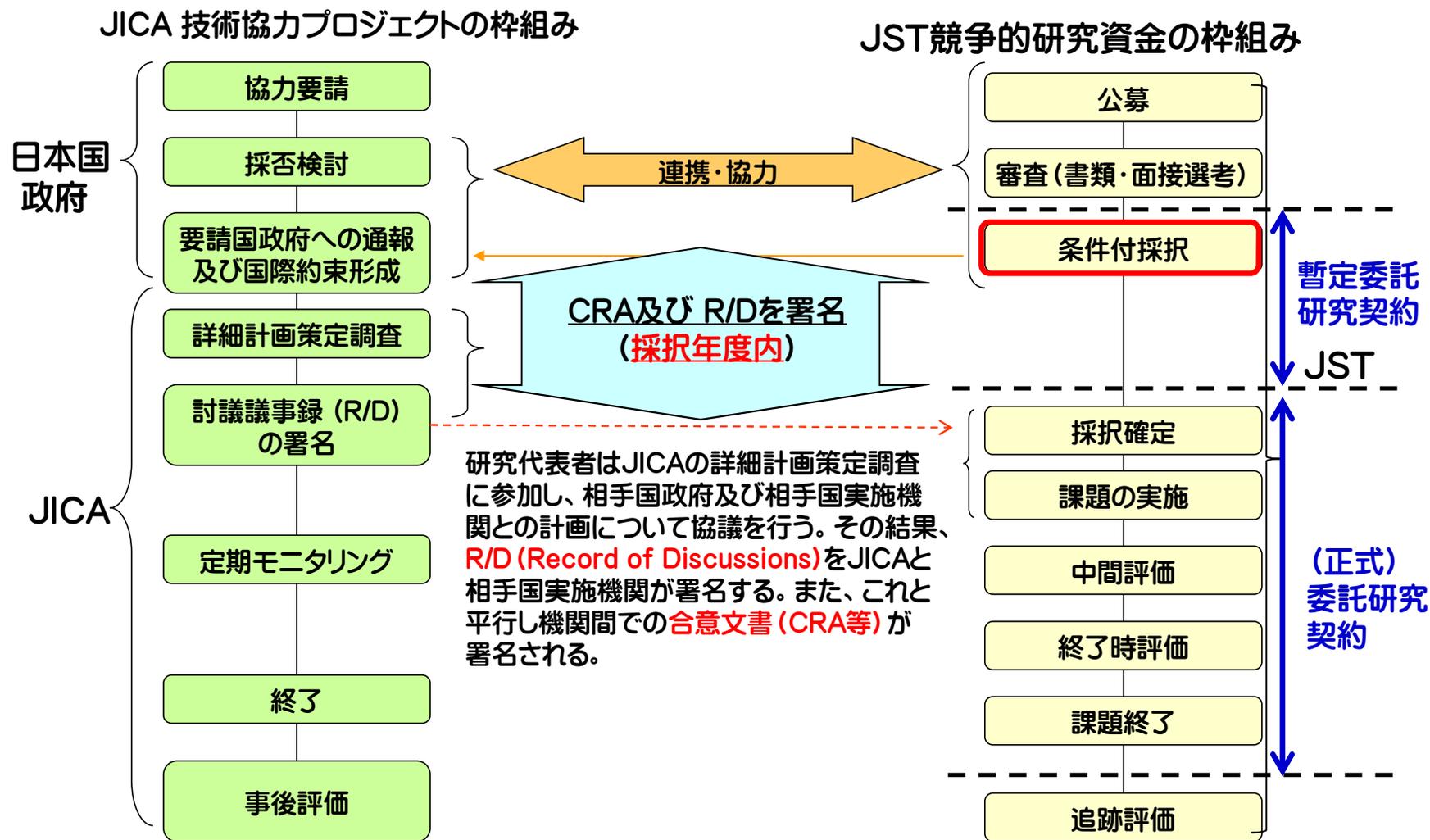
# 国際共同研究実施体制



## 2. 国際共同研究実施に向けて (研究機関の責務)

詳細は公募要領 (<http://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2016.pdf>)  
23ページをご参照下さい。

# プログラムの主な流れ



# 条件付採択と暫定委託研究契約期間

## 【条件付採択】

今後の相手国関係機関との実務協議の内容や相手国情勢などによっては、新規採択研究課題の取り消しも含め内容が変更となるなどの可能性もあるため、現時点では「条件付」での採択としています。

R/DおよびCRAがH29年3月末日までに締結されて初めて、正式に共同研究が開始できます。

## 【暫定委託研究契約期間】

R/D及びCRAが締結されて正式に共同研究を開始するまでの期間のこと。

R/D署名までの間、JSTと「暫定」委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、650万円以内（間接費含む）でJST委託研究費を執行できます。

# SATREPSにかかる主な合意文書①

条件付採択後、国際共同研究を実施するにあたって、下記**2つ**の文書が署名されることが必要となります。

## 討議議事録

(R/D: Record of Discussions)

JICAが相手国政府と締結

(機材投入、人材育成支援など**技術協力プロジェクトの実施内容合意のため**)

## 合意文書

(**CRA**: Collaborative research agreement,  
MoU: Memorandum of Understanding など)

“研究代表者”の所属機関と、  
相手国研究機関が締結

(成果公表・特許など  
**共同研究に関わる合意のため**)

条件付採択の年度末（平成29年3月末）までにR/Dの署名がされておらず、近日中に署名される見込みもない場合、研究中止となります。

## SATREPSにかかる主な合意文書②

その他、下記の契約・合意文書の締結が必要です。

### JST委託研究契約 (※)

JSTが委託研究費の配賦にあたり、“研究代表者”および“主たる共同研究者”の所属機関と締結。  
(暫定期間は研究代表機関のみ)

### JICA取極め、事業契約

JICAと“研究代表者”の所属機関が締結。

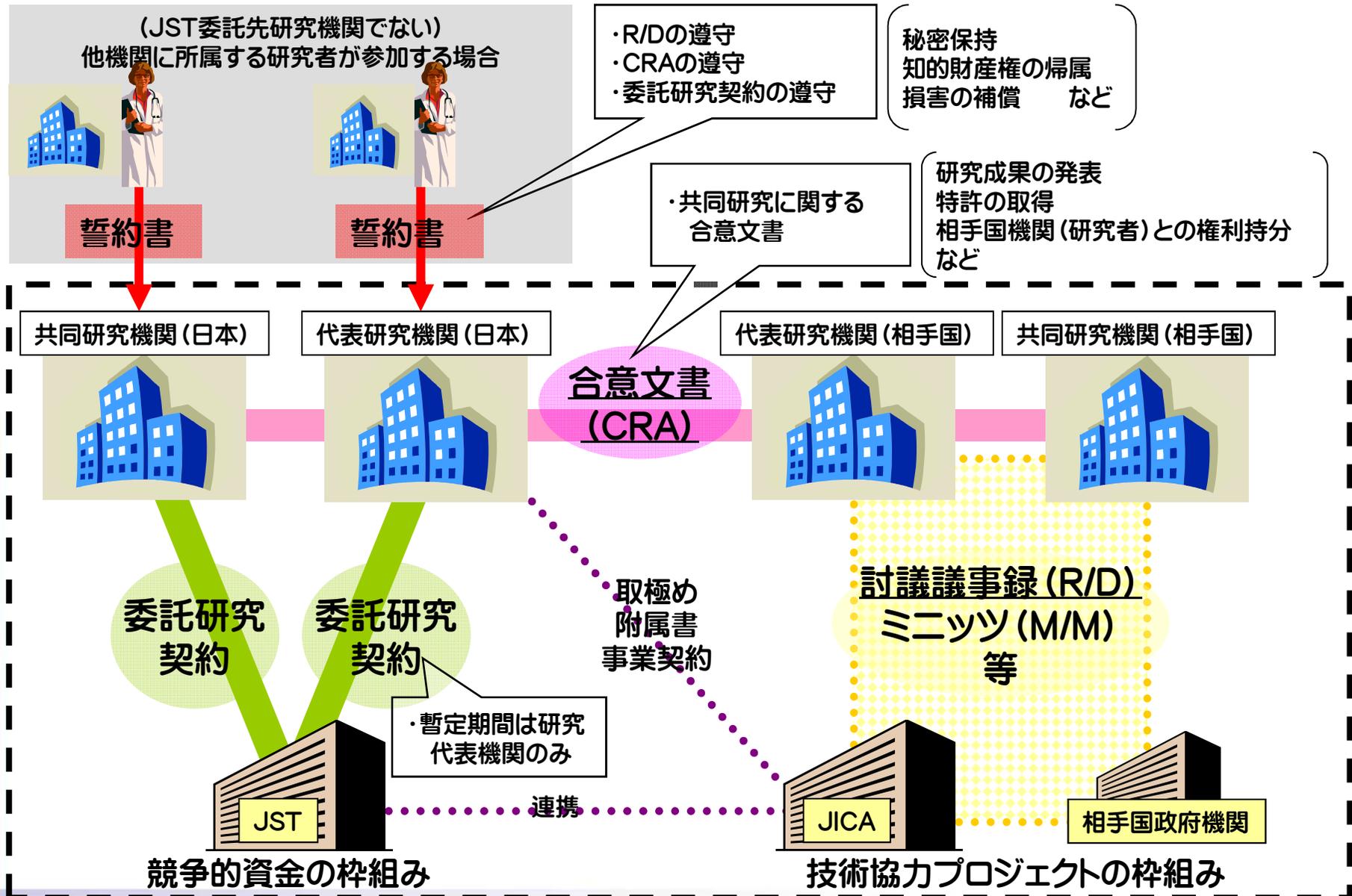
### 誓約書 (※)

“研究担当者”の所属機関と“研究参加者”の所属機関が交わす。

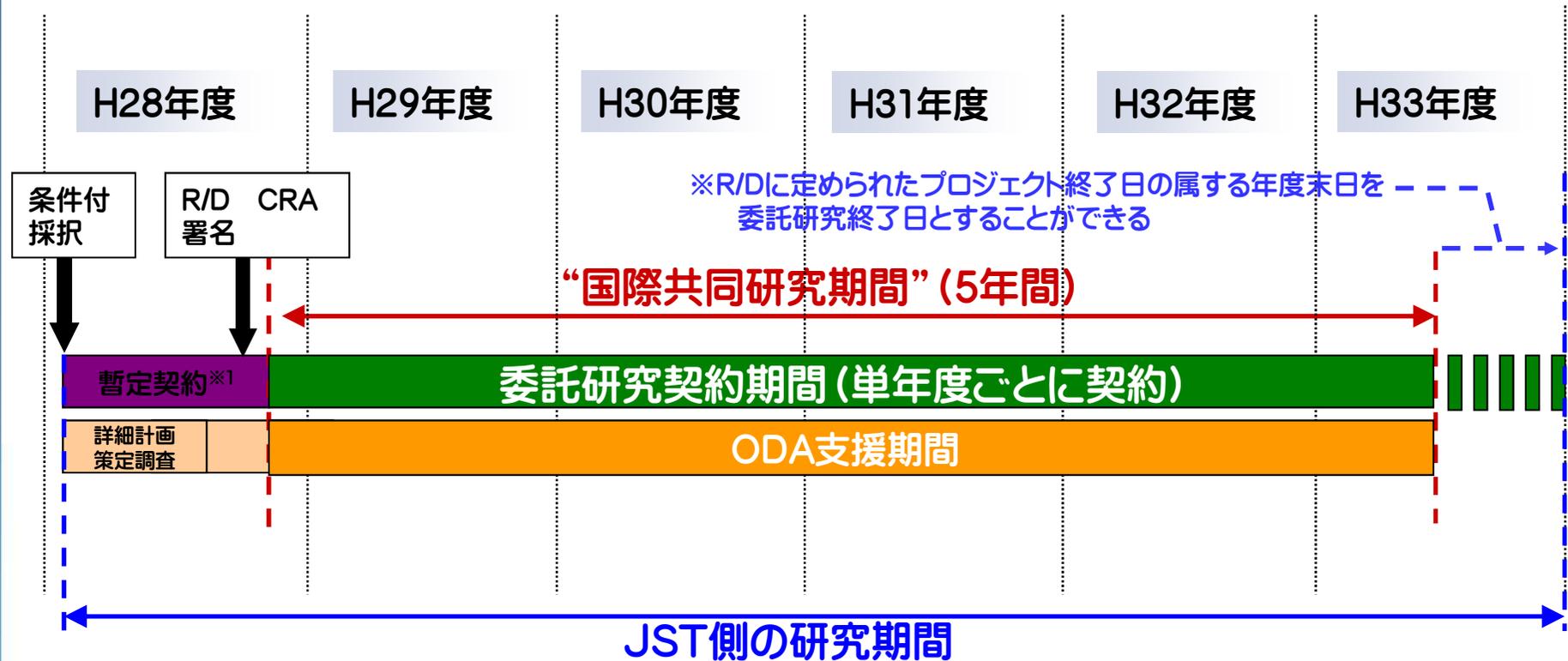
※ 以下のURLに雛形および作成のガイドラインを掲載しております

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

# SATREPSにかかる主な合意文書 (まとめ)



# 研究期間と予算の考え方

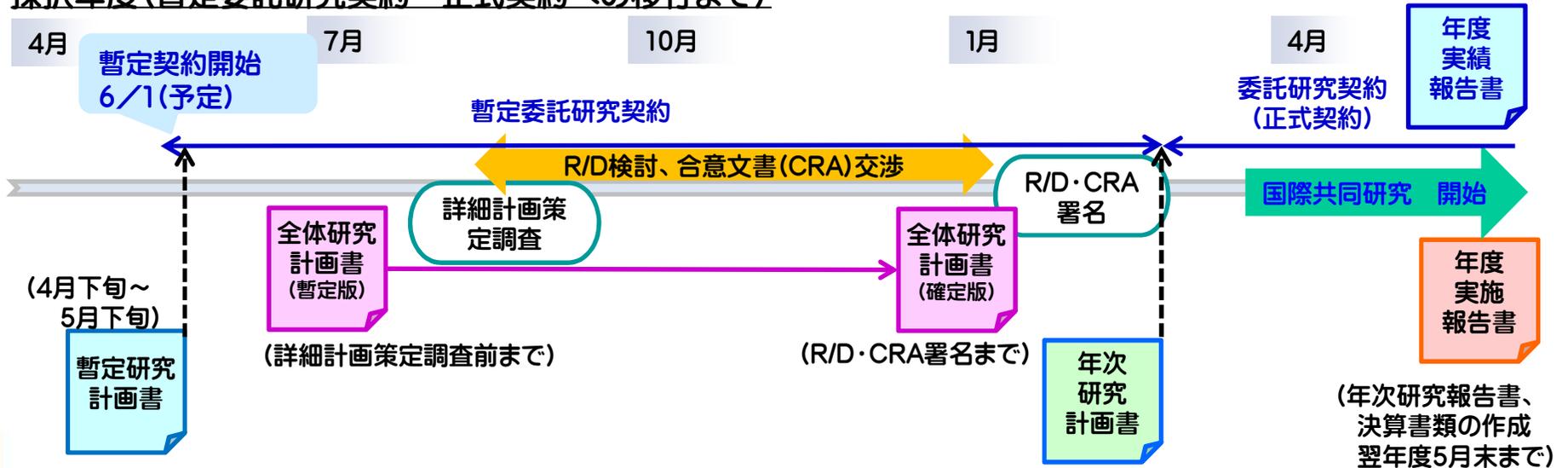


※ R/D署名までの間、JSTと暫定委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限ってJST委託研究費を執行することができます（原則、研究代表者所属機関への委託となります）。

※ JSTからの委託研究費は上図で示す期間において執行可能ですが、予算については、条件付採択時に定められたJST委託研究費総額の範囲内で対応する必要があります。なお、JST委託研究費総額および年度別の研究費は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、中間評価結果、JSTの財政状況等によって変更となる可能性があります。

# 今後のスケジュール例 (暫定研究契約期間中)

採択年度 (暫定委託研究契約～正式契約への移行まで)



1. キックオフミーティング (本日) : 研究者、JST・JICA担当の顔合わせ
  2. 国内勉強会 (2回程度) : 研究計画について確認、JICA資料の作成、情報交換  
→ 全体研究計画書の策定 (必要に応じて相手国機関と詳細計画について調整)
  3. 詳細計画策定調査
    - ・対処方針会議 : 詳細計画策定調査前に日本側関係省庁も場合により参加して、相手国との協議方針等について説明
    - ・詳細計画策定調査実施 (2週間程度) : 相手国研究機関等との調整と協議、議事録 (ミニッツ) の署名
    - ・帰国報告会 : 現地での協議についての報告と今後の予定確認
  4. R/Dの検討および、R/D署名・交換 (JICA現地事務所) : JICA現地事務所と相手国機関が署名
- ※ 全体研究計画 (国内研究計画も含む) は、詳細計画策定調査実施までに、英語及び日本語で暫定版を作成し、詳細計画策定調査に臨む。委託研究契約までに確定する。

## 研究計画書・実施報告書一覧

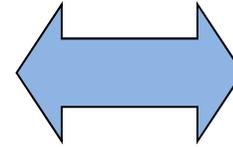
種類	作成時期	内容
暫定研究計画書	条件付き採択決定後	暫定委託研究契約期間中の研究計画
全体研究計画書	詳細計画策定調査前 ～ R/D・CRA署名時	プロジェクト全期間の研究計画
年次研究計画書	毎年1～2月ごろ (採択年度はR/D・CRA署名時)	当該年度の研究計画
実施報告書	翌年度5月末提出	当該年度の研究実施報告

# 詳細計画策定調査までにJSTに提出いただく書類等

5月18日

## 暫定委託研究計画

- ・日本側で国際共同研究の開始前に実施すべき予備研究
- ・相手国研究機関も含めた国際共同研究チームでの打合せ

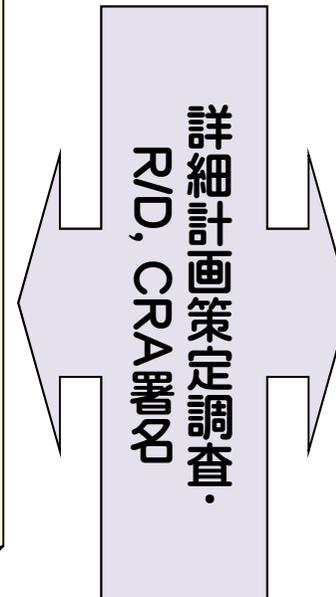


JSTとの  
暫定委託研究契約書  
(6月1日付)

6月以降

## 全体研究計画

- ・研究目標と概要
- ・成果目標シート
- ・相手国研究機関も含めた各研究グループの役割分担
- ・具体的な国際共同研究計画(相手国への渡航と相手国からの招へいスケジュール、相手国において必要な備品等のリスト)



JSTとの  
委託研究契約書

ミニッツの附属書類  
及び  
JICAとの取極め

# 成果目標シートとは

1. 『成果目標シート』とは、研究の主要な達成成果目標を、図表として示したものです。
2. JSTが各研究に期待する内容(地球規模課題の解決への貢献、相手国ニーズの充足、我が国への貢献等)を参考に達成すべき成果目標(知見、技術・材料・システム、提言など)を具体的、定量的な仕様をつけて記載してください。
3. このシートは研究者、関係者の目標の共有と具体的な研究活動の策定・推進のために作成していただくものですが、JSTの進捗・評価の資料としても使います。中間評価以降、本シートはHP上に評価報告書に付して公開します。
4. 成果目標シートは、国際共同研究開始までに作成し、**全体研究計画書提出時に必ず添付ください**。その後も、状況の変化などに応じ、研究主幹・事務局等の承認を受けた上で変更することが可能です。

# 成果目標シート(作成例)

当該プロジェクトが最終的に目指すもの(プロジェクト終了後5-10年で実現することを想定)

研究代表者名 (所属機関) ■■■ (■■■■■■ ■■■)

## 上位目標へ進むためのステップ

相手国名/主 インドネシア共和国/インドネシア国家標準局、

プロジェクトで、得る知見、開発する技術・材料・システムないし提言など(研究期間内で達成すべきもの)。

## 付随的成果

日本政府、社会、産業への貢献  
 ・地球規模の気候変動枠組みへの活用  
 ・日本企業による成果の事業化

・プロジェクトにより付随的に派生する成果(具体的な項目は、“日本政府、社会、産業への貢献”、“科学技術の発展”、“知財の獲得、国際標準化の推進、生物資源へのアクセス等”、“世界で活躍できる日本人材の育成”、“技術及び人的ネットワークの構築”、“成果物(提言書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)”であり、この順番で記載して下さい。各項目で成果として記載すべきものが無い場合は、“該当なし”として下さい。)

付随的成果は、主にわが国への貢献について記載頂くため、その記載内容は、相手国側と調整する必要はありません。

成果物(提言書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)  
 ・衛星を利用した火災検知システム  
 ・熱帯泥炭地における炭素収支、炭素動態の解明

研究項目

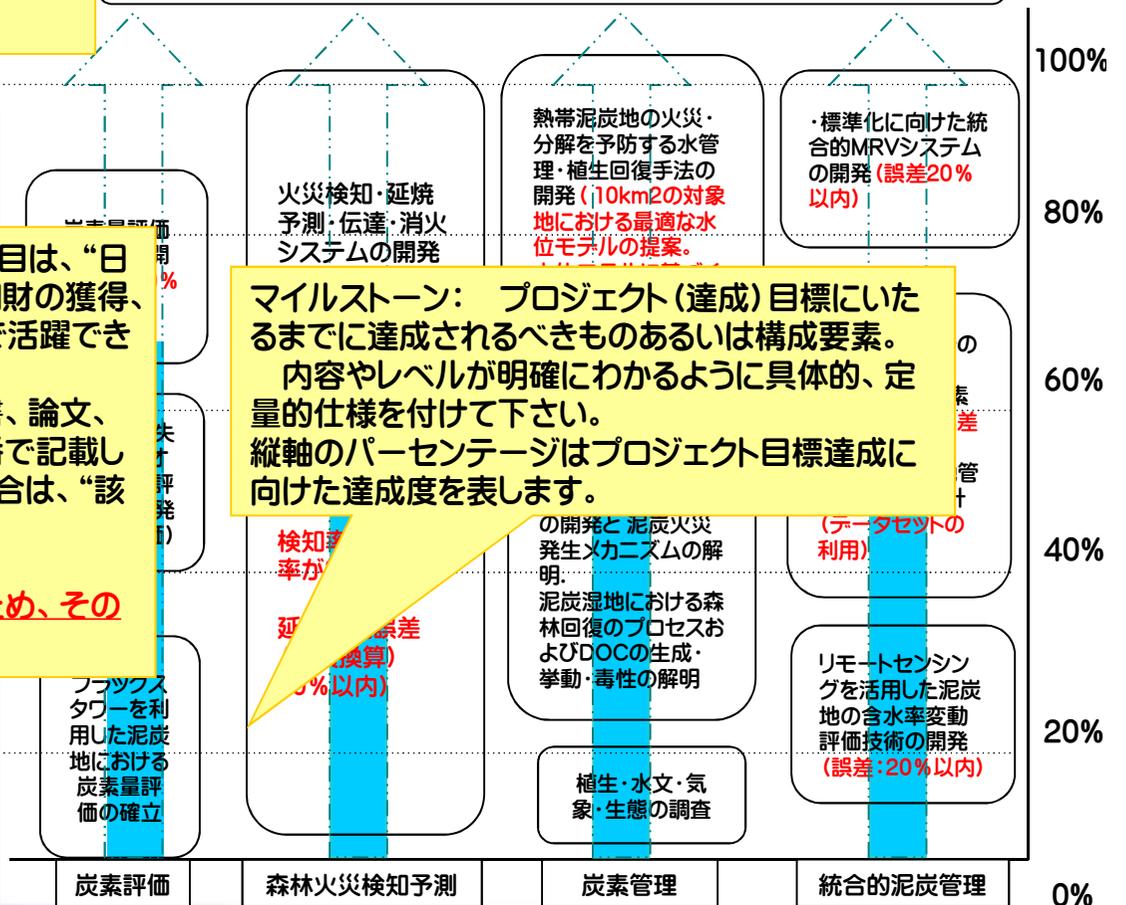
## 上位目標

インドネシアの泥炭地からの温室効果ガス排出量が1/3から1/5に削減され、日本のクレジットとしてカウントされる。

インドネシア国内の政策に採用されるとともに国際的なルール作りや二国間カーボンオフセットメカニズムに活用される。

## プロジェクト目標

泥炭地からの炭素排出量が現状の1/3~1/5となる炭素管理手法の開発と中央・地方政府・地域コミュニティへの提案。



マイルストーン: プロジェクト(達成)目標にいたるまでに達成されるべきものあるいは構成要素。内容やレベルが明確にわかるように具体的、定量的仕様を付けて下さい。縦軸のパーセンテージはプロジェクト目標達成に向けた達成度を表します。

検知率(延焼率)が(誤差10%以内)  
 炭素管理の開発と泥炭火災発生メカニズムの解明。泥炭湿地における森林回復のプロセスおよびDOCの生成・挙動・毒性の解明  
 (データセットの利用)  
 リモートセンシングを活用した泥炭地の含水率変動評価技術の開発(誤差:20%以内)

# 条件付採択～R/D・CRA署名～R/D・CRA署名後

	初年度の条件付採択～ R/D署名・CRA署名まで	R/D署名・CRA署名後 (国際共同研究開始)
JST	暫定計画書(年次)を基に、 暫定委託研究契約を締結(※1)	全体計画書、年次計画書を基に、 正式な委託研究契約を締結
JICA	JICA詳細計画策定調査に 協力する研究者の事務的支援 (※2)取極めの締結準備	R/D署名と同時期に、 取極めの締結
相手国研究 機関	合意文書(CRA)の 締結に向けての準備(※3)	R/D署名と同時期に、 合意文書(CRA)の締結
JST委託研究 経費の用途	原則、物品費(固定資産計上物 品を除く)、旅費、人件費・謝金、 会議費等(※4)	物品費、旅費、人件費・謝金、 その他経費

※1 原則として代表機関とのみ契約します。共同研究機関は代表機関からの依頼出張等により研究活動を行うことは可能です。

※2 代表機関のみが締結します。

※3 成果の公表や知財の扱いについて実施機関同士で合意していただくものです。詳しくは、本資料「CRA,知的財産権及び生物遺伝資源の取り扱いについて」、および「日本側代表機関と相手国側代表機関との合意文書作成のガイドライン」

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html> )をご確認下さい。

※4 共同研究機関は、暫定委託研究契約の間は、代表機関からの依頼出張等の活動に限られます。また、固定資産計上物品の購入などの購入は原則お控えください。また、R/D署名が不成立と判断され、研究が中止となる可能性もあることをあらかじめご了承ください。雇用等にあたってはご留意をお願いします。

# 2-1. 研究代表者の責務等

# 採択された研究代表者の責務等 (1)

条件付採択となった時点から研究代表者には以下の責務が生じます。  
(詳しくは、公募要領 p.21～23 をご覧ください。)

## (1) 研究の推進及び管理

- ・ 本プログラム実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務
- ・ JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者(投入計画立案、カウンターパートとの調整、プロジェクト全体の運営管理等)
- ・ JST/JICAとの打ち合わせ、及び現地における詳細計画策定調査
- ・ 相手国での合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)にて、報告、協議
- ・ JST/JICAへの報告書の提出、JST/JICAによる評価の対応
- ・ 関係組織との連携や意思疎通・共有
- ・ 知的財産権の取得、研究成果の発表

## (2) 研究契約等の遵守

JSTと研究機関との間の研究契約及びJSTの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約、相手国研究機関等とJICAが締結するR/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(CRA等)の内容を遵守していただきます。

# 採択された研究代表者の責務等 (2)

## (3) 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件を遵守する。
- b. JSTの研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材 (CITI JAPAN e-ラーニングプログラム) の履修義務について周知し、内容を理解させることを約束する。

## (4) 研究倫理教材の履修義務

参画する研究者は、研究上の不正行為を未然に防止するためにJST が指定する研究倫理教材 (オンライン教材) を履修することになります。

詳しくは、下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

## 2-2. 合意文書 (CRA) の作成と 留意点

# CRA作成に関する注意事項

締結時期：平成29年3月末日まで

※R/D及びCRAが締結されないと共同研究は開始されません

CRA内容：事前にJSTの確認が必要です

※JSTのガイドラインにそって相手国機関と交渉、適宜JSTに報告し、合意事項を詰め、署名前のCRA最終案の段階でJSTの確認を得て下さい

「地球規模課題対応国際科学技術協力事業(SATREPS)」  
日本側代表研究機関と相手国側代表研究機関との合意文書について  
- 合意文書作成のガイドライン -  
<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

## 合意文書 (CRA) 作成における確認事項

研究代表者の所属する研究機関は、国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書 (CRA) 等を取り交わします。

合意文書においては、

- ・ 共同研究により生じた知的財産の取扱い
- ・ 秘密情報の取扱い
- ・ 成果の公表
- ・ 損害が生じた場合の取扱い
- ・ 相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し 等

について定めていただきます。

なおCRA は署名前の案の段階で、JSTから必要事項等の内容の確認を得てください。

R/Dの内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/Dの署名をする時期に合わせるのが適切です。

なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

# CRA作成上のポイント

合意文書 (CRA) では以下の条項を入れて下さい。

**“Objective and Plan”**

(目的及び計画)

**“Implementation”**

(実施内容)

**“Confidentiality and Intellectual Property Rights”**

(守秘義務および知的財産権)

**“Access to Genetic Resources”**

(生物遺伝資源へのアクセス)

**“Publication of Results”**

(研究成果の公表)

**“Dispute Resolution”**

(紛争の解決)

**“Duration of the Agreement”**

(合意文書の有効期間)

**“Compliance with Laws and Regulations”**

(法・規則の遵守)

# 知的財産権 (1)

## 知的財産権の基本的な考え方

- ・ 研究機関は、委託研究の成果に係る知的財産権の保全にご配慮下さい。
- ・ 研究機関による権利承継の有無にかかわらず、権利保全について十分な対応をお願いします。
- ・ 国際共同研究の成果については、特に、国際ルールと共に、相手国の知的財産に関する法令もご配慮下さい。
- ・ 相手国研究機関とJICAで署名されたR/D等を遵守下さい。
- ・ 相手国研究機関と日本側研究機関との**合意文書を遵守**下さい。  
(特許出願の場合、必要があれば共同出願契約等も検討下さい)
- ・ **生物遺伝資源へのアクセス**に関して、途上国との論争が生じる可能性があり、知財に関しては十二分に協議をして下さい。  
( \* 相手国の試料・サンプル等を基に得られた成果も含む)

## 知的財産権 (2)

### ・ 知的財産権の帰属

JSTとの委託研究契約に基づき、知財権は原則として**発明者の所属機関に帰属します。**

◆ 弁理士費用、出願費用等は、委託研究費の間接経費から支出することが可能。

※ただし、研究機関が出願しないと判断した場合で、発明者の同意を得たものについて、JSTが権利の承継・出願する場合があります。

### ・ 相手国研究機関との調整

知的財産が生じた際は、**必ず事前に相手国研究機関との調整**を行った上で、所定の様式により、**JSTへ報告**をお願いします。

### ・ 研究機関からJST、JICAへの各種報告義務

➤ 出願、申請、譲渡、設定登録、第三者への実施許諾などの際は、**研究機関からJSTへ事前申請または実施後60日以内の報告が必要**です。

→まずはJSTにご相談ください。

※ JST委託研究契約 別記3 知財条項

## 成果発表に際しては

- ・ 研究成果を発表する際は、SATREPSの成果に属することを、以下の例にならって標記して下さい。
- 1) 発表者・著者の所属欄に、所属機関とともにJSTを併記して下さい。  
例: Taro Chikyu \*1\*2  
\*1 Kagaku Univ. Dep. of Earth Science  
\*2 JST/JICA, SATREPS
  - 2) 又は、『謝辞』(Acknowledgement)の欄に記載して下さい。  
例: This research was supported by Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS), Japan Science and Technology Agency (JST)/Japan International Cooperation Agency (JICA).

# R/D・CRA協議及び課題進捗上の問題例

1. 相手国・研究機関・研究者が日本のODA(技術協力)の原則を理解していない。
2. 相手国とのR/DやCRA署名にあたり、複数省庁の承認、閣議決定、大統領府等の承認が必要となる場合があり、署名まで時間を要する。
3. 相手国・研究機関における施設建設の遅れや土地確保の不履行等により研究遂行の遅れにつながる。
4. 相手国の生物遺伝資源に関連した知財権等(特に伝統的知識)の扱いの問題によりCRAの協議が難航する。
5. 相手国研究機関と相手国企業の間で研究実施に必要な機微情報の取扱い等に関する文書の締結に時間を要し、R/D、CRAの署名が遅れ、プロジェクト開始に支障をきたす。
6. 相手国あるいは我が国の研究代表者を中心にした研究実施体制が十分に確立されていないことや、両国研究者間のコミュニケーションが十分図られていないことにより、R/D等の協議や研究の遂行に支障が生じる。
7. ODAによる機材調達が原則競争入札であり時間を要するとともに、供与にあたり、調達機材の所有権移転、税金等の問題により時間を要する。
8. 国によっては相手国内で研究活動を行う場合にResearch Permitが必要とされることがあり、取得に時間を要する。
9. 原則二国間での共同研究であり、第三国の研究機関を実施体制に組み込んで共同研究を実施することはできない。

## 2-3. 他機関に所属する研究者を 委託研究へ従事させる場合の 取り扱い(誓約書等の受領)

# 他機関に所属する研究者を 委託研究へ従事させる場合

(参考:委託研究契約書 別記4 特別条項)

JSTと委託研究契約を取り交わした研究機関に所属<sup>(※1)</sup>していない、  
他機関に所属する研究者を委託研究に従事させる場合は、  
委託研究への参加について事前に機構の同意を得ること<sup>(※2)</sup>。

また他機関の研究者に、討議議事録(R/D)、合意文書(CRA)、  
委託研究契約等による取り決め事項を遵守させるよう、他機関に約束させること。

(※1)所属とは、雇用契約を締結していること、学籍を有することを指します。

(※2)研究計画書(様式C「研究参加者一覧」)のJST承認をもって、同意とします。

→ 取り決め事項の遵守違反に起因する係争等を排除するため、研究機関が  
責任を持って、当該研究者が所属する他機関から誓約書等の提出を  
受けてください。

# 誓約書等 作成のポイント

誓約書作成にあたっては以下の点に注意し、各研究機関の知財部門やTLO等と相談しながら検討してください。

- ✓ 誓約書は当事者である研究機関と、当該研究者が所属する他機関の責任で交わしてください。
- ✓ 討議議事録 (R/D)、合意文書 (CRA)、委託研究契約等による取り決め事項を優先することとし、矛盾・齟齬のないように作成してください。
- ✓ 誓約書の雛形は以下のサイトからダウンロードいただけます。雛形の条項は、誓約書に入れてください。

【誓約書 雛形のご案内】

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

## 2-4. 生物遺伝資源等の 取り扱い

# 生物遺伝資源等の取り扱い

## 生物多様性条約 (1992年採択)

経緯: 1992年 5月 採択(同年6月 日本が署名)  
1993年12月 条約発効(※日本は1993年5月に締結)

条約の主目的:

①生物多様性の保全

②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 ◀ ABS

第15条の主な内容: 遺伝資源の保有国の主権的権利の再確認と国内法令の遵守を規定  
遺伝資源の取得と利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定  
遺伝資源を取得する際、相手国政府からの事前同意の取得を規定



## ボン・ガイドライン (2002年採択)

経緯: 2002年4月 COP6において採択

内容: アクセスと利益配分に関する国際的なガイドラインであり、遺伝資源へのアクセスとその利用から得られた利益を公正かつ衡平に配分するための、基本概念や推奨されるプロセスなどが記載されているが、法的な拘束力はない。



## 名古屋議定書 (2010年採択)

経緯: 2010年10月 COP10において採択  
2011年 5月 日本が署名

2014年 10月12日 発効済

内容: 遺伝資源の利用と公正な利益配分(ABS)に関する拘束力のある国際的な取り決め  
利用国における遵守と監視制度の設定、伝統的知識に対するアクセスと利益配分の取り決め

# 生物・遺伝資源等の取扱い

## ■生物多様性条約(CBD)、名古屋議定書の遵守

### - 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS) -

海外(由来)の生物・遺伝資源の取得と利用、および資源提供国外(日本、第3国を含む)への持ち出しに対して慎重に対処してください。

※「植物、動物、微生物その他に由来する素材」、「派生物」、および遺伝資源に関連する「伝統的知識」等がABSの対象となります。

※必要に応じてCRA(MTA)において、生物・遺伝資源の利用から生じる利益(知的財産権等)の公正かつ衡平な配分について取り決めてください。

※生物・遺伝資源、およびその他の物質の移転では、素材移転契約(Material Transfer Agreement:MTA)を締結してください。

## ■相手国のCBD・ABSに関連する国内法令(ガイドライン)の確認

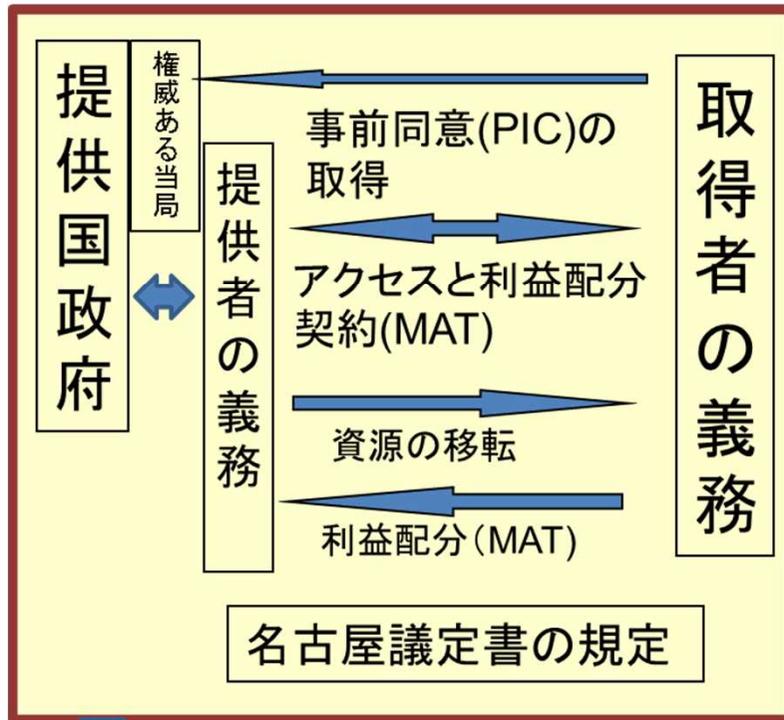
タイ、フィリピン、マレーシア・サバ/サラワク州、インド、ケニア、南アフリカ、ペルー等

## ■その他、生物資源利用に関する国際ルールには十分注意

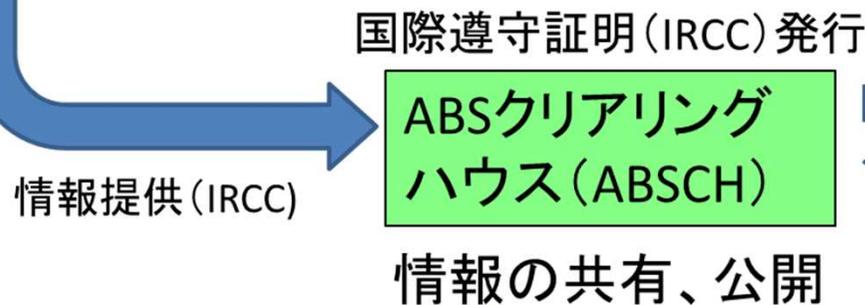
ラムサール条約、ワシントン条約、ボン条約 etc

# - 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) -

## 提供国での対応



## 日本での対応



## 2-5. プロジェクト推進上の留意事項

# 安全対策について

外務省海外安全ホームページにおいて出張先地域（経由地含む）にレベル2「不要不急の渡航は止めてください」以上が出されている場合、出張の中止・延期を含めて十分な事前の検討をお願いします。

・参照：出張者の安全管理について（JST委託研究契約事務処理説明書P13）

・参照：研究代表機関の安全対策義務（JICA「取極め」第十二条）

※渡航検討の際は、渡航1か月前を目途に、渡航計画、渡航者リスト、緊急連絡先等の安全対策関連情報を所属機関からJST及びJICAに提出ください。

※研究代表機関により、共同研究機関メンバーも含めて安全対策措置を徹底。

※その他、JICAからの安全対策についての説明部分もご参照ください。

# プロジェクト推進上の留意事項

平成28年度公募要領 V章 ( p.43～p.66 ) には、次の事項が記載してあります。

## ・ JSTダイバーシティ(出産・子育て・介護支援制度)

JSTでは男女共同参画推進の取り組みの一環として出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究開発を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

「平成28年度 出産・子育て・介護支援制度」申請要項等は下記からダウンロードできます。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

## ・ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

研究機材の輸出及び技術提供は外為法の規制対象となります。経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくはそちらをご覧ください。

## ・ 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

法令を遵守してください。

相手国からのサンプル等の持ち帰りや、生物遺伝資源等の利用についても、法令・制度、国際ルールに従ってください。

## ・ 生命倫理・安全の確保

生命倫理及び安全の確保に関し、法令を遵守してください。機関長の承認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

また、治験等及び医療行為の扱いについては、JICA方針に沿った提案である必要がありますので、該当する説明(公募要領 p.73)を十分にご確認ください。

## ・ 人権・利益の保護

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

## ・ 社会・倫理面等の配慮

何らかの不適切な行為が行われた場合には、中止等の措置を取ることがあります。

## ・ 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。本委託研究に起因して事故及び研究者の負傷等が発生した場合は、速やかにJSTに報告してください。

## ・ 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

## ・ 関係法令・指針等

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や研究費の返還を求められる場合があります。

## ・ 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進

大学・国立研究開発法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

## ・ バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンターに提供くださるようご協力をお願いします。

## ・ オープンアクセス

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。

## ・ JST先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進に当たり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは公募要領を  
ご確認ください

# その他留意すべき指針等

- ✓ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン  
(実施基準)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)
- ✓ 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>
- ✓ 研究活動の不正行為への対応のガイドライン  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)
- ✓ 不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則  
<http://www.jst.go.jp/cpse/cst/file/h25/h25betten2.pdf>
- ✓ 競争的研究資金の適正な執行に関する指針  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>
- ✓ JST競争的研究資金制度の統一的注意事項  
[http://www.jst.go.jp/global/keiyaku/betsu\\_09.pdf](http://www.jst.go.jp/global/keiyaku/betsu_09.pdf)

参照URL : <http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

# 3. JST委託研究費と JICA ODA経費の関係について

# JICA側とJST側の経費負担について(1)

- **日本国内等、相手国内以外**にて執行する研究費は原則として**JSTからの委託研究費**
- **技術協力プロジェクト**の実施に必要な経費は原則として**JICA ODA経費**
- 日本側研究者が相手国に出張する場合の往復旅費・滞在費、及び相手国研究者の招聘旅費は、原則JICA ODA経費で措置

※ 相手国へのお出張に係る経費については、場合により例外としてJSTの委託研究費からの執行も可能です。ただし、JST委託研究費で相手国に出張する場合は、相手国よりJICA専門家に認められる課税免除等の待遇が付与されないことに加え、現地での活動に何らかの制約を受ける場合がありますので、必ず事前にJST/JICAと相談して下さい。例として、学生のお出張については、一定の条件の下でJST委託研究費からの支出を可能としていますので、その取り扱いは事務処理説明書を参照して下さい。

## JICA側とJST側の経費負担について(2)

経費	JST	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●*1	
B:相手国内での活動費	▲*2	●*3
B:相手国からの招へい旅費	▲*4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲*5	●

\*1第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

\*2相手国においてJICAが負担できない経費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限りです。

\*3相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。(JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります)

\*4相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限りです。

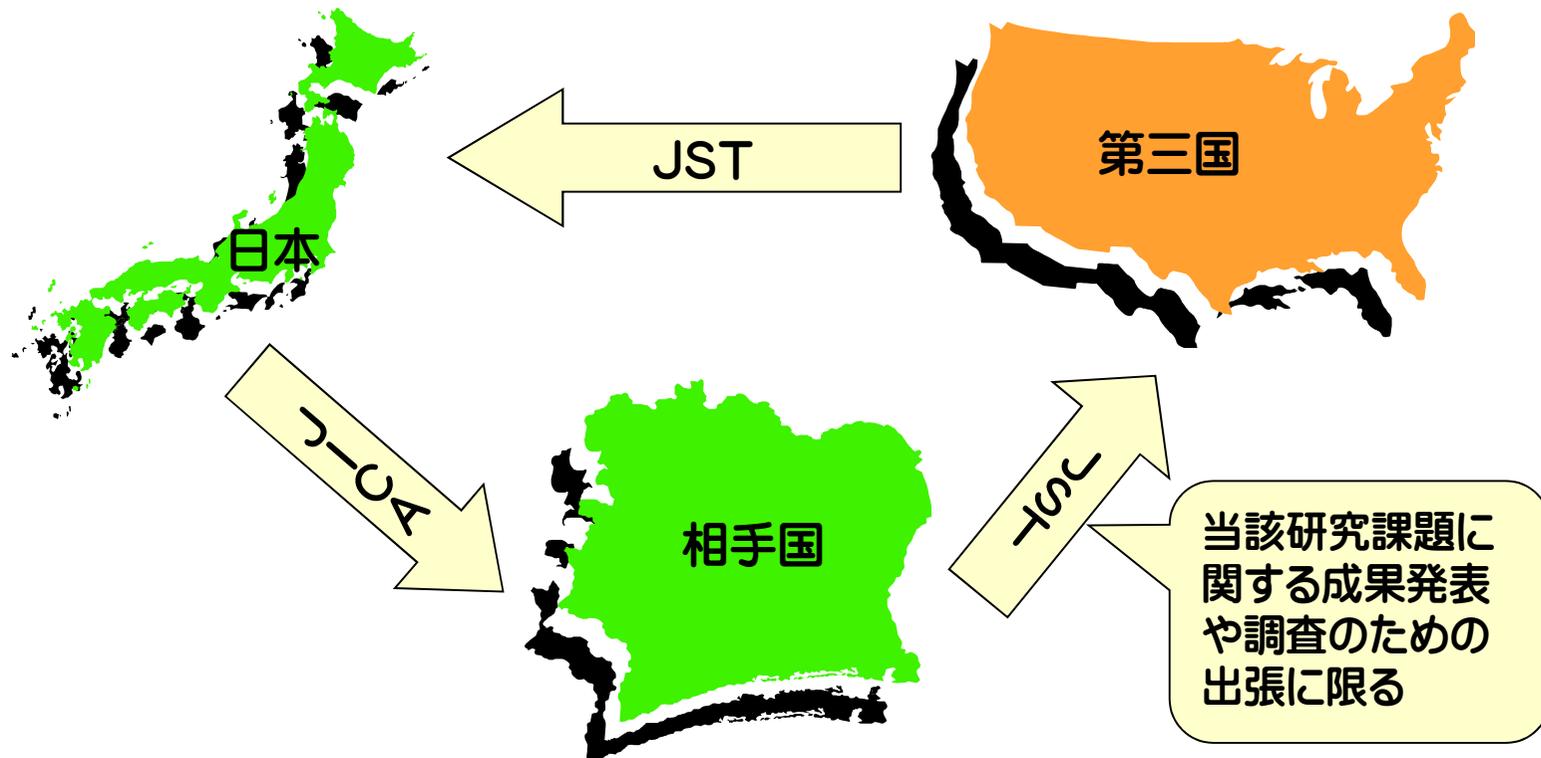
\*5学生、外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限りです。

※企業等の研究代表者および主たる共同研究者に対する給与等は、直接経費より支出できません。

(公募要領 p.27,28)

# JICA側とJST側の経費負担について(3)

例えば、日本→相手国→第三国→日本 と出張する場合



・ 日本 → 相手国への旅費はJICA経費で、相手国 → 第三国 → 日本への旅費はJSTの委託研究費で支援します。ただし、第三国への出張が当該委託研究とは直接関係のない別用務の場合は対象外です。

# 学生の相手国への出張について

学生は、JICA専門家として派遣することはできません

しかしながら、所属機関が出張に関する責任（安全配慮義務を含む）を全面的に負うとともに必要な手配・手続きを行うことを前提に、下記の条件を全て満たす場合は、JST委託研究費で相手国に出張することができます

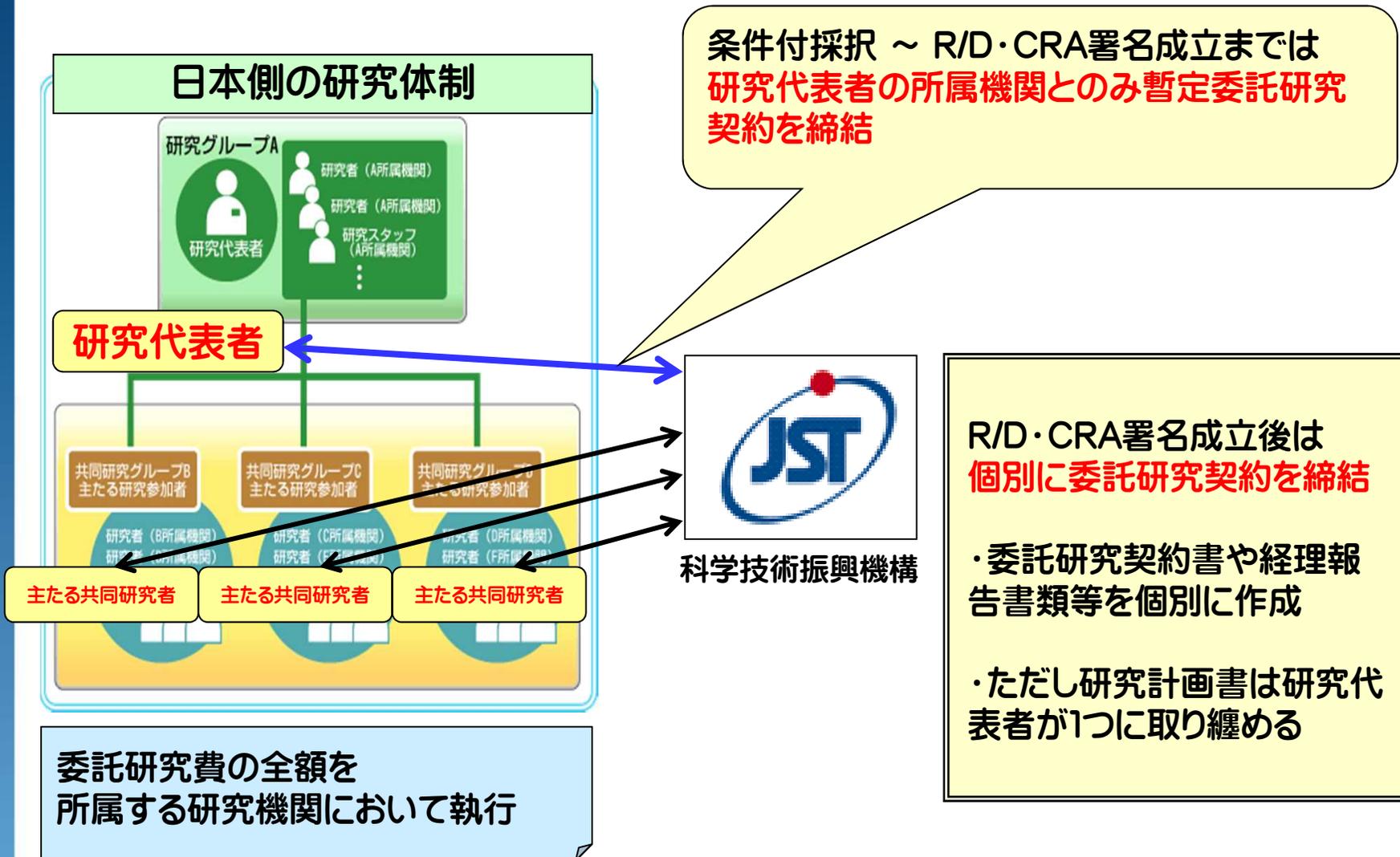
- ・研究代表者が、学生を相手国へ出張させる計画があることをJSTに連絡すること
- ・優れた学生であると研究代表者が認める学生であること
- ・研究を進めるにあたり一定の役割を担っていること、かつ研究計画に記載されていること
- ・学業に支障のない範囲での参加であること
- ・原則、JICA専門家が同行し、所属機関はJICA専門家を通じて渡航する学生の管理を行うこと（暫定委託研究契約期間中は所属機関の教官が同行、管理）
- ・所属機関と雇用契約を締結している、または出張に関して雇用者と同等の安全管理・責任体制が適用され、所属機関により労災の適用対象とされている、もしくは所属機関が学生の出張をカバーする賠償責任保険に加入しているなど、万が一の場合の保障が所属機関の責任と負担で担保されていること
- ・渡航する学生が、同行するJICA専門家と同一の保障を受けられること、すなわち、万が一の場合に緊急移送が受けられる海外旅行保険等に必ず加入することを義務づけていること
- ・渡航する学生の役割、活動内容、旅程等についても、JICA専門家と同様に、相手国カウンターパートも含めて現地の関係者間で事前に共有すること

# 4. JSTとの委託研究契約 について

以下は、JST委託研契約に関する説明です。

JICA取極め、ODA経費については、  
別途、JICAよりご説明いただきます。

# JSTとの委託研究契約



# 研究計画と委託研究契約



- 年次研究計画書に記載されている内容が、委託研究契約書に記載の研究内容、予算等に直接反映されます。
- 委託研究費の経理調査の際、執行の根拠を年次研究計画書で確認します。
- 年次研究計画書の内容に沿った執行をお願いします。なお、研究機関の裁量により、一定の範囲で予算費目間の流用が可能です。

# JST委託研究費の予算費目について

	予算費目	具体的な用途
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、衛星画像等のデータ、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究担当者および研究計画書記載の研究参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘者に係る旅費
	人件費・謝金	本研究のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
	その他	上記の他、本研究を遂行するための経費 例) 研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額など
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費

# 暫定契約における制限

	条件付採択 ~ R/D・CRA署名 成立まで	R/D・CRA署名成立後 (国際共同研究開始後)
JSTとの 委託研究 契約	暫定委託研究契約を締結 代表機関とのみ締結(※1)	正式な委託研究契約を締結 共同研究機関とも締結
JST委託 研究費の 使途	原則、物品費(固定資産計上物品 を除く)、旅費、人件費・謝金、そ の他経費(※2)	物品費、旅費、人件費・謝金、そ の他経費

※1 共同研究機関は代表機関からの依頼出張等により研究活動を行うことは可能です。

※2 固定資産計上物品の購入は原則お控えください。雇用に際しては、R/D署名が不成立と判断され、研究が中止になる可能性があることをご了承下さい。また、雇用者本人の了承も必ず得て下さい。

# JST直接経費の執行について(1)

- 本研究の遂行のために直接的に必要な経費が支出対象
- 適正な研究費執行を証明する証拠書類を整備し、発生した経費の妥当性を研究機関の責任において客観的に説明する必要があります
- 国際共同研究相手国への出張旅費および相手国内で必要な経費(日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な機材・備品・消耗品費を含む)は、原則としてJICA経費

# JST直接経費の執行について(2)

## 直接経費として計上できない経費

- 本研究の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- 間接経費としての使用が適当と考えられるもの  
(通常の企業会計における一般管理費に該当するもの(管理部門人件費等)は間接経費に含まれます)
- 「特許関連経費(出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等)」、「学会年会費」等で研究機関や研究参加者の権利となるもの
- 委託研究費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

# 費目間流用

各費目における流用額が、当該年度における**直接経費総額の50% (この額が500万円に満たない場合は500万円)**を

- ・超えないとき → JSTの確認を必要としないで流用が可能(※)
- ・超えるとき → JSTが本研究の実施上、必要であると確認した上で流用が可能

※流用額が確認不要の場合でも、研究計画の大幅な変更を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJSTの確認が必要。

※JST担当者が流用の内容を後日確認する場合があります。

【JSTの確認が必要な場合の確認手順】

- i) **研究担当者がJST担当者に対して、電子メール等で費目間流用の内容及び理由を付して連絡**
- ii) JSTが研究実施上必要であるかどうかを判断
- iii) JSTから研究担当者へ費目間流用の可否を通知

# 研究機器の合算購入

研究機器の合算購入の要件は以下の通り

- ・本事業との合算に支障のない資金との合算であること  
(合算する各資金の要件を確認すること)
- ・合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること
- ・同一機関に所属する研究者に配分された資金の合算であり、研究者が所属機関の変更(異動)を行う場合でも、当該委託研究の推進に支障が生じないこと

合算購入にあたっては、各要件を満たすことを書面により明らかにした上で、購入手続き開始前に、研究担当者がJST担当者に提出し、確認を受けてください【合算使用申請書(参考様式)参照】。用途に制限のない資金(運営費交付金等の自己資金、寄付金等)との合算使用の場合、JSTの事前確認は不要です。

※複数の研究者の資金を合算する場合は、異動時の取扱いについて、研究機関事務局を交えて費用分担割合等を考慮の上、事前に当事者間で取り決めください。但し、既に異動が判明している場合、複数の研究者の資金を合算して研究機器を購入することは原則として認められません。

JSTとの委託研究契約の詳細は、  
「委託研究契約事務処理説明書」を  
ご覧ください。

- 委託研究契約書および委託研究契約事務処理説明書は、以下のURLに掲載されています。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

# 5. SATREPS広報について

# SATREPSの広報戦略と方向性



## ☑ 入口戦略

### 地球規模課題解決のためのプロジェクト形成

- ・途上国ニーズと日本の研究課題におけるマッチング (新しい課題形成/類似提案の回避)
- ・研究代表者、共同研究代表者、プロジェクトリーダーなどにおける若手研究者の積極的登用

## ☑ 出口戦略

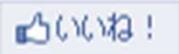
### 社会実装・イノベーションを目指して

- ・プロジェクト終了後を見据えた社会実装への道筋と、成果の担い手となる企業等との連携
- ・研究成果の他国への波及等を通じた国際共同研究の強化・発展
- ・プロジェクトを越えた連携による「点」から「面」への展開

## ☑ 社会と共に

認知と「いいね！」感

SATREPS



- ・科学技術に馴染みのない人も含めた幅広い層へのアプローチが重要
- ・科学者の「アカウンタビリティ」

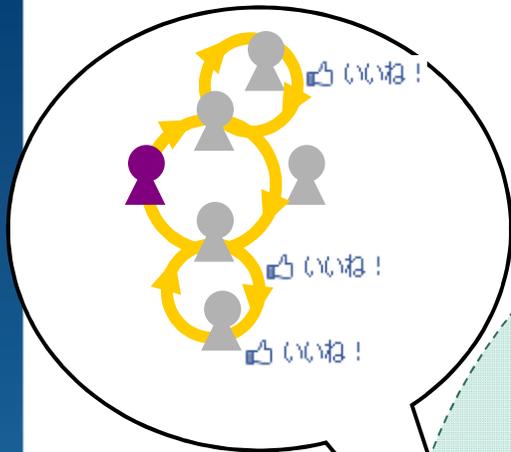


プロジェクト推進のためには、  
SATREPSの理解者・協力者を増やし  
連携を促進することが必須！

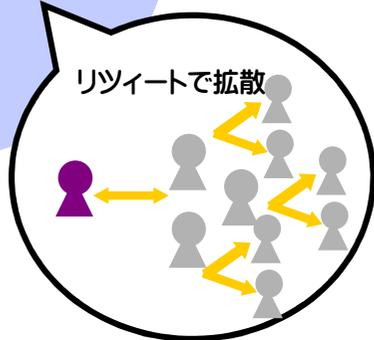
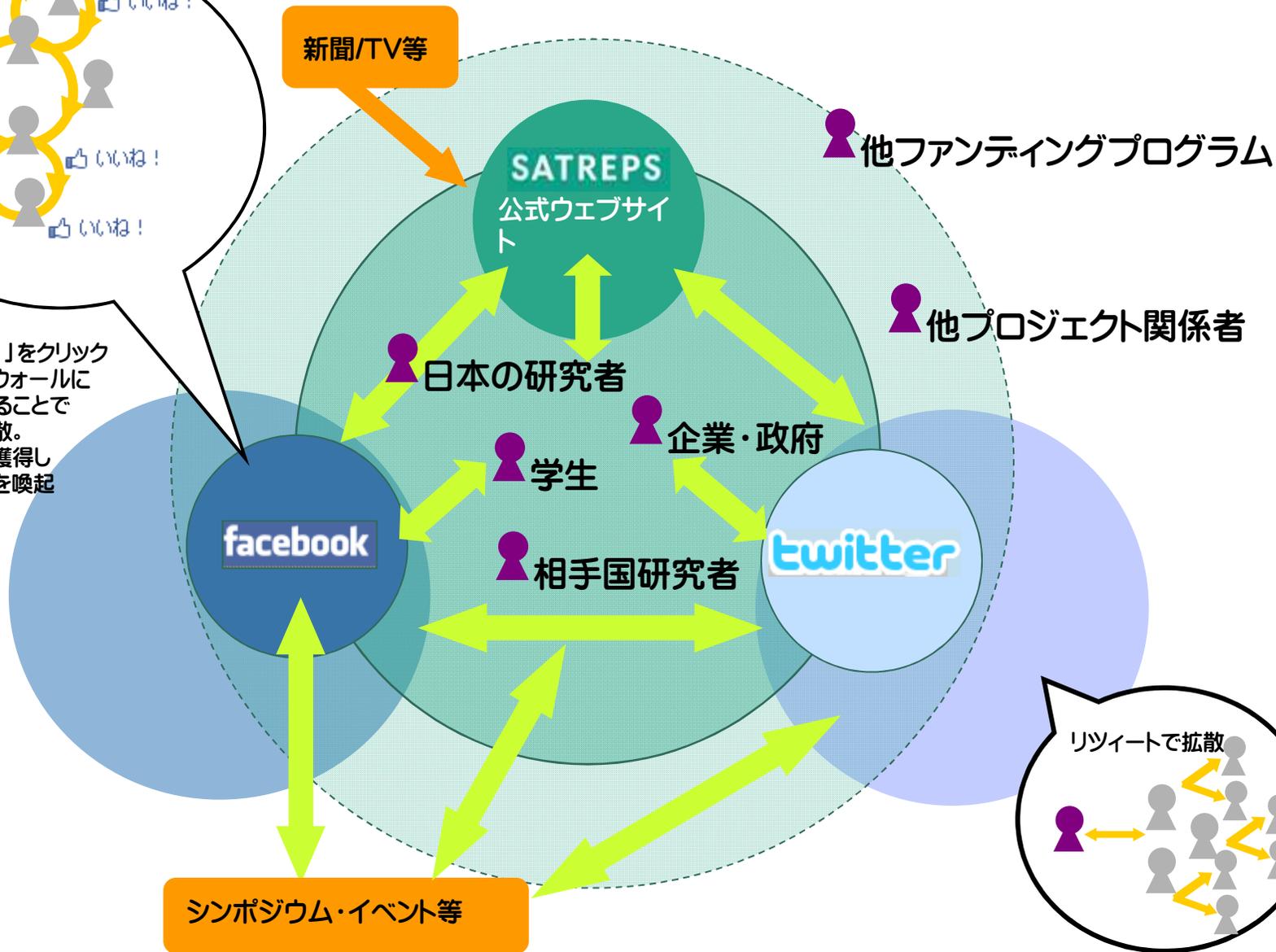


# WEB・SNS連携図

いいね！で拡散



- ・「いいね！」をクリックした人のウォールに表示されることでさらに拡散。
- ・表示数を獲得し広く興味を喚起



# 研究実施者の方へのお願い



1. 論文、ポスター、口頭発表、シンポジウム等
2. 社会に向けた情報発信
  - ・プレス発表
  - ・その他
3. 取材連絡
4. おわりに

# 1. 論文、ポスター、口頭発表、シンポジウム等

- ・論文発表等を行う際は、当該成果が本事業の支援によるものであることを「謝辞 (Acknowledgement)」等に明記してください。

(参考例) [日本語表記]

本研究は、以下の事業の支援を受けて実施しました。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)、国立研究開発法人科学 技術振興機構 (JST) / 独立行政法人国際協力機構 (JICA)

(参考例) [英語表記]

This research was supported by Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development (SATREPS), Japan Science and Technology Agency (JST)/Japan International Cooperation Agency (JICA).

- ・シンポジウム・ワークショップ等を開催する場合は、問い合わせ対応や広報のため、事前に課題担当者へご連絡下さい。

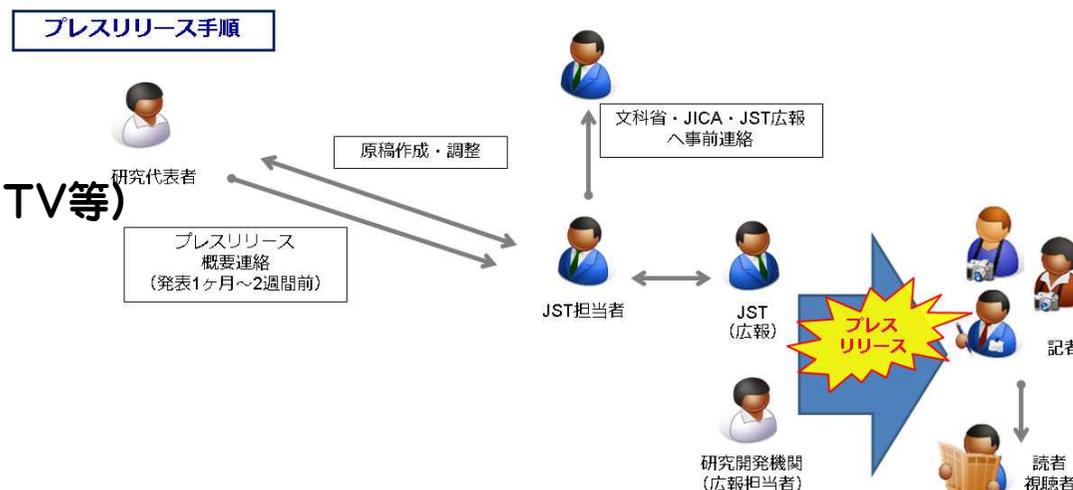
## 2. 社会に向けた情報発信 - プレス発表 -

### 1) 共同発表

SATREPS において重要な研究成果が得られた場合は、原則として研究機関、JST、JICA 共同でのプレス発表を行います。**原稿の調整の他、文部科学省、JICA、共同研究機関との調整に通常 2 週間程度を要しますので、論文受理等の見通しが立ち次第、速やかに課題担当者へご連絡下さい。**

### 2) JSTからの発表先

文部科学記者会 (全国・地方新聞・TV等)  
科学記者会、JSTウェブサイト等



### 3) プレス発表のタイミング

(一例)

- ・論文発表時 (オンラインを含む)
- ・**研究課題の進捗の目安となる「ベンチマーク」(成果指標) 達成時**
- ・個別要素技術に関する成果が生まれた時
- ・製品化・市場への普及、行政サービスへの反映など、社会・経済的価値のある総合的な成果が生まれた時



## 2. 社会に向けた情報発信 - プレス発表 -



キハダ稚魚の海面生簀での飼育成功



【プレスリリース】 2015年9月24日

【研究代表者】澤田好史 教授 (近畿大学)

「資源の持続的利用に向けたマグロ類2種の産卵生態と初期生活史に関する基礎研究」

【相手国】パナマ共和国

【メディアへの波及】読売新聞(朝刊)、産経ニュース他。

ガス田から発生する温暖化ガス(CO<sub>2</sub>)の地中貯留(CCS)事業が決定



【プレスリリース】 2016年3月28日

【研究代表者】松岡俊文教授 (京都大学)

「インドネシア中部ジャワ州グンティガス田における二酸化炭素の地中貯留及びモニタリングに関する先導的研究」

【相手国】インドネシア共和国

【メディアへの波及】電気新聞(朝刊)、化学日報工業他。

## 2. 社会に向けた情報発信 - その他 -

### 1) JSTの広報媒体の活用

JSTでは広報活動として、イベント、広報誌 JST Newsの発行、ウェブサイトでの活動紹介、SNS(Facebook/Twitter)の活用等を行っています。随時、課題担当者に研究課題の進捗に関する情報や写真をお送り頂ければ、成果の発信についてご相談させていただきます。

○ SATREPS 広報関連のページ

<http://www.jst.go.jp/global/public.html>

### 2) プロジェクト側によるウェブサイトの作成

- ・プロジェクトが主体となってウェブサイトを作成した場合、URL をぜひお知らせ下さい。
- ・ウェブサイト作成にあたっては、SATREPSウェブサイトへのリンクをお願いします。



# 3. 取材連絡

社会的に大きな影響を与えるメディア（テレビ、新聞、雑誌等）から取材を受けた場合は、できるだけ事前に課題担当者へご一報ください。

※成果をメディアに出す際は、SATREPS (JST/JICA) による成果であることを明確にしてくださいませよう願いたします。

- 取材申込者
- 掲載メディア名・番組名タイトル等
- 掲載予定日、時間
- 取材内容・概要 etc.

問い合わせに備えらる



多くの方々に見てもらえるように宣伝できる！

## 4. おわりに

研究成果の外部発表資料、研究課題のHPなど研究課題の活動に関する媒体には、SATREPS ロゴをご利用ください。

- SATREPS ロゴ ダウンロードページ

[http://www.jst.go.jp/global/logo\\_download.html](http://www.jst.go.jp/global/logo_download.html)



ご清聴、誠にありがとうございました。



【お問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

国際科学技術部 SATREPSグループ

global@jst.go.jp

TEL 03-5214-8085

FAX 03-5214-7379